

平成 29 年度 青少年「平和と交流」支援事業（HIROSHIMA and PEACE）募集要項

1 目的

次世代を担う平和首長会議の国内外加盟自治体の青少年に被爆の実相と被爆者の思いを共有するための多様な機会を提供し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現のための人材の育成を図るとともに、相互交流を深めることにより加盟自治体間のネットワーク強化を図る。

なお、本事業は平成 27 年 11 月、ベルギーのイーペル市で開催した平和首長会議第 9 回理事会において決定された、2020 年までの核兵器廃絶を目指す 2020 ビジョンに基づき今後集中して取り組むべき項目の一つとして実施するものである。

2 事業概要

平和首長会議事務局（以下、「事務局」という。）は、広島市立大学（以下、「市立大学」という。）が実施する講座 HIROSHIMA and PEACE に参加する平和首長会議加盟自治体（以下、「加盟自治体」という。）の青少年に対し、参加に必要な経費の一部を支援する。参加者は、研修の成果として、広島プログラムで学んだこと、それを踏まえての自らの活動計画及び核兵器廃絶に向けた平和首長会議の活動についての具体的な企画案を記載したレポートを、派遣元加盟自治体及び事務局に提出する。また、同派遣元加盟自治体は、この企画案等に基づき、平和首長会議の目的達成に資する活動の具体化を検討する。

3 実施期間

平成 29 年（2017 年）7 月 31 日（月）～8 月 9 日（水）

4 実施場所

広島市内（市立大学、平和記念公園等）

5 支援対象者の条件

- (1) 応募者が広島市以外の加盟自治体に在住している、又は広島市以外の加盟自治体内に通勤、通学していること。
- (2) 被爆の実相の継承、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に関心があり、平和首長会議の目的達成に向けて活動する意欲があること。
- (3) 原則、受講時の年齢が 40 歳未満であること（基準日は平成 29 年 7 月 31 日とする。）。
- (4) 加盟自治体からの申し込みがあったもの。
- (5) 市立大学が示す、HIROSHIMA and PEACE 受講者の条件を満たすとともに、書類選考を通過すること。

※市立大学が示す条件

- ①大学 1 年次を終了していること
 - ②英語での講座受講、討論ができること
- (6) TOEIC スコア 700 点レベル以上の英語力を有すること。
※英語を母国語としない者は、過去 2 年以内の TOEIC スコアの証明書を提出すること（同等の能力を有することが証明できれば、TOEIC 以外のテストスコアでも可とする。）。
 - (7) 健康上等のやむを得ない理由がある場合を除き、本プログラムの全課程に出席すること。
 - (8) 他団体からの金銭的支援を受けていないこと。
 - (9) その他、事務局が定める要件を満たすこと。

6 支援対象者の決定方法

- (1) 市立大学は、12（2）アの提出書類を基に審査、選考を行う。
- (2) 事務局は、6（1）の結果を受け、書類選考を通過した者の中から予算の範囲内において支援対象者を決定する。

- (3) 支援対象者は、原則として1自治体につき1名とする。
- (4) 事務局及び市立大学における選考過程は原則公開しない。

7 支援対象者の人数

8名程度（国外加盟自治体から6名、国内加盟自治体から2名を支援予定）

8 支援内容

(1) 支援対象となる経費

次のアからオに係る経費を支援する。

ア 移動にかかる経費

国外加盟自治体については当該自治体が属する地域の代表的国際空港から、国内加盟自治体については当該自治体の代表駅から、広島市内までの移動に係る経費。ただし、自己都合により事務局が示した旅程を変更した場合に要する費用は除く。

※国内の移動に係る経費（JR乗車券・特急券、航空券等）については、領収書の提出が必要となる。

イ 宿泊料、日当

旅行日数に応じた宿泊料及び日当（広島市条例に準じた額とする。）

※次の額を上限とし、不足分は自己負担とする。

宿泊料(素泊) / 泊	朝食代/日	昼食代 / 日	夕食代 / 日	雑費（広島での交通費等） / 日
8,700円	700円	1,100円	1,500円	1,100円

※宿泊場所は、国内加盟自治体についてはホテル等、海外加盟自治体についてはホームステイを原則とし、ホームステイ先が手配できなかった場合のみ、ホテル等の宿泊料を支給する。宿泊料（素泊）は、いずれの場合も上記額を上限として実費を支給する。

※ホームステイ期間中は、朝食代及び夕食代は支給しない。

※プログラム上の行事として食事の提供を受けた場合（例：歓迎会）は、その回の食事代相当額は支給しない。

※旅行日数は、3の実施期間に移動日を加えた日数とする。

ウ 保険料

国外加盟自治体からの支援対象者の、事故、病気に備えるための保険加入に係る経費。

エ 授業料

オ 教材費（教材の購入が必須の場合のみ）

(2) 個人負担となる経費

上記8（1）以外の経費は、支援対象者の負担とする。

(3) 支給方法

上記8（1）ア及びイについては、原則として、支援対象者に日本円で支給する。ただし、国外加盟自治体から参加する場合、航空券は事務局が手配し、Eチケットを支援対象者に支給する。ウについては、事務局が一括契約し保険会社に、エ及びオについては市立大学に支払う。

(4) 注意事項

プログラム実施期間の前後で、他自治体への訪問等、自己都合により経路変更や日程の延長を希望した場合、その部分の経費負担はしない。また、事務局で支給する航空券は日程等の変更ができない。

9 プログラム内容

(1) 市立大学が実施するプログラム

（概要） <http://www.hiroshima-cu.ac.jp/Hiroshima-and-Peace/index.htm>
 （スケジュール） <http://www.hiroshima-cu.ac.jp/Hiroshima-and-Peace/scdl.htm>

(2) 事務局が独自に実施するプログラム

平和首長会議の概要・取組内容の説明、支援対象者と事務局の意見交換会等を予定
※市立大学の講義及び平和首長会議のプログラムは全て、英語で実施する。このため、英語でプログラム内容を理解し、プレゼンテーション、ディスカッション、レポート提出等を行うことが求められる。

10 事後活動

8（１）の経費の支援を受けた者は、研修の成果として次のことを実施すること。

（１）レポートの提出

広島でのプログラムで学んだこと、それを踏まえての自らの活動計画及び核兵器廃絶に向けた平和首長会議の活動についての具体的な企画案を記載したレポートを、派遣元加盟自治体及び事務局に提出すること。なお、国内加盟自治体からの参加者は英語及び日本語で作成すること。

（２）報告会の実施

所属する大学や地域において、広島での活動内容、学んだことについて周知する機会を設定すること。実施後は、実施報告書を事務局に提出すること。

11 派遣元加盟自治体の責務・役割

派遣元加盟自治体は、10（１）の企画案等に基づき、平和首長会議の目的達成に資する活動の具体化を検討すること。また、10（２）の報告会の実施について可能な範囲での支援を行うこと。

12 申込について

（１）申込期限

平成29年4月14日（金）15時まで（日本時間）

（２）提出書類

ア 市立大学が選考に必要とする書類【支援対象者が作成】

（ア）応募用紙（Application）

（イ）志望動機書（A4で1枚。英語で記載のこと。なお、日本語訳を添付すること。）

イ 事務局への支援申込書等

（ア）様式1【加盟自治体が作成】

（イ）様式2（日本語で記載のこと。）【支援対象者が作成】

（ウ）TOEICスコア等、英語能力を証明する証明書の写し（該当者のみ）

※提出された書類は、参加者の選考及び支援のために、市立大学及び事務局で使用する。

（３）申込人数

1自治体あたりの人数制限は設けない。複数名の申込があった場合は、市立大学の書類選考を通過した者の中から予算の範囲内において、原則として1自治体につき1名を支援対象者として決定する。

（４）申込方法

加盟自治体は、12（２）ア、イの書類を取りまとめ、事務局に電子メールで提出する。

（５）提出先のメールアドレス

kokunai-mfp@pcf.city.hiroshima.jp

13 その他

次について予め了承のうえ、本事業への申込を行うこと。

（１）プログラムへの応募書類や実施結果（成績証明書）、ホームステイ・保険申込書等、個人情報を含む書類を、事業の実施のために事務局及び市立大学で共有すること。

（２）本事業の参加者情報として、氏名、所属、年齢を報道機関に提供すること。

（３）プログラム参加中に撮影した写真及び提出されたレポートを、平和首長会議及び当財団のホームページ等で紹介すること。

14 問合せ先

【平和首長会議事務局】

〒730-0811 広島市中区中島町1番5号

公益財団法人広島平和文化センター国際部平和連帯推進課

2020 ビジョン推進担当 栗原

TEL : (082) 242-8872 FAX : (082) 242-7452

E-mail : kokunai-mfp@pcf.city.hiroshima.jp